

令和4年第3回大衡村議会臨時会会議録 第1号

令和4年10月18日（火曜日） 午前10時00分 開会

出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

村 長	萩原 達雄	副 村 長	早坂 勝伸
教 育 長	齋藤 浩	総 務 課 長	佐野 克彦
企画財政課長	残間 文広	住民生活課長	早坂紀美江
税 務 課 長	堀籠 淳	健康福祉課長	金刺 隆司
産業振興課長	渡邊 愛	都市建設課長	後藤 広之
教 育 次 長	岩渕 克洋	学校教育課長	森田祐美子
社会教育課長	大沼 善昭	会 計 管 理 者	堀籠満智男
子育て支援室長	小川 純子		

事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子 次長 小原 昭子 書記 残間 頼

議事日程（第1号）

令和4年10月18日（火曜日）午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定

第 3 議案第 5 1 号 財産の取得について

第 4 議案第 5 2 号 令和 4 年度大衡村一般会計予算の補正について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますのでこれより令和 4 年第 3 回大衡村議会臨時会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により、2 番佐野英俊君、3 番石川敏君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） 本日招集されました令和 4 年第 3 回大衡村議会臨時会の運営に関しまして本日午前 9 時に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告します。本臨時会に付議されました案件は村長提出案件が 2 件であります。内訳は財産の取得について、一般会計予算の補正についてでございます。従って本臨時会の会期につきましては本日 1 日限りとするべきと決定いたしました。以上議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日 1 日限りとすることにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定をいたし

ました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求めます。村長登壇願います。

村長（萩原達雄君） おはようございます。開会にあたり一言挨拶を申し上げます。

本日ここに令和4年第3回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にも関わらずご出席を頂きました事、誠にありがとうございます。ここに招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。新型コロナウイルスの感染者数は減少傾向ではありますが、依然収束には程遠い状況であり、引き続きひとり一人が自覚を持った行動をとることが、今後ますます求められるものと考えております。宮城県においては9月2日以降、また全国的には9月26日以降の全数把握を簡略化し、発生届の対象を高齢者やリスクの高い人に限定し、感染者情報を入力する医療機関の負担軽減をはかることになったものであります。従いまして本村の感染者が何名とか、そういったことが我々執行部においても把握しきれない状況にあることもご理解をいただきたいというものであります。またオミクロン株対応のワクチン接種についても黒川管内においては、9月27日から接種開始となり、今まで以上に感染予防効果や、発症予防効果にも期待されるものであります。次に災害の関係であります。9月18日から20日と日本列島を横断した台風14号につきましては、九州四国、中国地方で大きな被害となりましたが、宮城県においては幸いなことに大きな被害はなかったところであります。台風の影響もなく、ほぼ稲刈りは終了したところであり、東北農政局の作況調査では平年並みということではありますが、村内の農家の皆さんのお話を聞いてみると、平年より若干収量が減少しているという声が多く聞かれるところでもあります。次に交通安全の関係ではありますが、9月21日から30日までの10日間、秋の交通安全県民総ぐるみ運動が行われました。運動期間中村内では人身事故はゼロ件、物損事故は5件の発生となっており、前年に比べ物損事故が増加しております。議員並びに関係団体の皆様の活動へのご協力に感謝を申し上げますとともに、今後も大和警察署をはじめとした関係機関と連携を図りながら、交通事故防止活動を推進していきたいと考える次第であります。以上、ご挨拶を申し上げますけれども、本臨時会に提案いたしました案件は2件であります。議案第51号は大衡村学校給食センター厨房設備に係る財産の取得にかかる議案であります。議案第52号は令和4年度一般会計予算に2,623万3千円を追加するもので、歳入は国庫支出金の増額、歳出は総務費、民生費の増額、並びに予備費の減額であります。以上議案2件を提案いたしますので、何卒原案

どおりご可決を賜りますようお願いを申し上げまして招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

日程第3 議案第51号 財産の取得について

議長（細川運一君） 日程第3、議案第51号 財産の取得についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） おはようございます。では議案書1ページをお願いします。議案第51号財産の取得について、下記財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1の取得する財産につきましては、大衡村学校給食センター厨房設備でございます。2の契約の方法ですが、条件付き一般競争入札による方法です。3の取得価格は、1億1,165万でございます。4の契約の相手方は、宮城県仙台市宮城野区岩切分台1丁目8番地の9、株式会社中西製作所東北支店 支店長石川真吾でございます。今回の財産取得につきましては9月の20日に条件付き一般競争入札を公告し、10月12日入札を執行、10月13日に仮契約をしております。入札の参加申請は2者で、うち1者から参加辞退があったため当日の入札の参加は1者でありました。なお、落札率につきましては、97.6%となっております。続きまして議案第51号別紙で事業の概要についてご説明を申し上げます。別紙1の方をご覧いただきたいと思います。今回の事業につきましては、大衡村学校給食センター整備事業のうち、新築建屋内に入ります厨房設備の購入事業となっており、内容といたしましては厨房設備の購入と各設備の搬入据付及び試運転調整を含めた契約内容となっております。設置場所につきましては、大衡村大衡字柵木地内。工期につきましては議会議決後の翌日から令和5年7月14日までとなっております。別紙につきましては厨房機器の配置図となっております。今般取得いたします厨房機器の配置をお示ししており、代表的な設備を併せて示しております。導入する設備は、マイコンスライサーやスチームオーブンをはじめとした調理機器や消毒保管機や食器類の洗浄機など合計185機の厨房設備で、各設備の搬入据付と試運転調整を行うものでございます。次ページ別紙2と更に次ページ別紙3につきましては、参考に後程ご覧になっていただきたいと思います。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君）今説明があつて、最初2者参加予定で1者辞退ということで、一般競争でもそういう事態になる。今回は特殊な設備だろうと思いますけれども、参加できる資格を持っている業者は何者くらいあつたのか、予想があつたのでしょうか。

都市建設課長（後藤広之君）正確な数は把握してございませんが、条件付き一般競争入札という形にしておりますが、厨房器機メーカー等5・6者は参加できる条件となっているものでございます。

議長（細川運一君）佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君）そういった中で、条件の中で資格とかも必要な工事の条件もあるんですか。有資格者とか必要な場合もあると思いますが、そういったものはないんですか。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）今回条件付き一般競争入札ということで、学校給食センターということで、安全安心な設備を望むという条件でいくつかあるんですけども、その中の1つといたしまして当然大衡村に参加登録している業者であること。宮城県内に本社又は営業所を有する事業者さんで、技術者の配置につきましても恒常的に雇用している技術者で、1級の厨房設備施工管理士の資格を有していること。公共事業ということで施工実績の方も求めておりまして、平成22年度以降、統計として地方公共団体から受注し、引き渡し完了した1食700食以上、今回の大衡の施行以上の実績を有している事業者さんであるということ。納入する厨房機器につきましては、国内に自社工場を持つ厨房機器メーカーからの納入であることという条件を付けさせていただいております。

議長（細川運一君）佐々木春樹君。

6番（佐々木春樹君）この厨房機器の説明は、全協なり常任委員会なりでもして頂いているんですが、落札率が97%という中で、当初の計画から何百という設備を揃えるということなので、時間がたって最新のものになってきているとかそういう変動的なものはあつたのでしょうか。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）昨年度、令和3年度に実施設計業務を実施しておりまして、その際に精査しておりまして、今回の発注につきましては変更してないということでございます。

議長（細川運一君）遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君）熊本県等で震災・水害等で給食センターの耐震工事とかもあります、今後の災害云々に対応するために、被災者に対する食事提供をする設備をしているところも新聞等で報道されておりますが、村として給食センター作るにあたって、そういう設備を兼ねているのかお尋ねします。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）今回の学校給食センターの部分で、今の質問にありました災害時の被災者用の食事提供等については、想定したものの整備とはなっておりませんが、そういった必要性が出た場合には、関係課と協議しながら検討していくと良いのではと考えております。

議長（細川運一君）遠藤昌一君。

9 番（遠藤昌一君）課長の答弁では今後対応していくということですが、出来上がってからの対応も可能なんですか。それともその前に設備投資を行うのかお伺いします。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）今回学校給食センターの整備事業ということで、それを想定した設備内容となっております、ご質問にありました被災者等への対応等につきましては、現状整備する設備の中で対応ができるか、それを対応するかしないかも含めてになりますが、庁内で検討する必要があるのかなと思います。

議長（細川運一君）石川敏君。

3 番（石川敏君）今回の物品購入について、図面に主な機種の内容が載っておりますけれども主な機種の詳細について、予定台数とかまず1点伺います。それから、現在の給食センターの設備と比較して新たに取り入れるような物品はあるのかどうか。その辺の計画を伺います。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）1点目のご質問の台数ですが、185機ほど台数がございまして、各内訳につきましては、ものが185ありますので先程ご説明申し上げました別紙1の方が主なもので、調理器具関係とシンク関係、その他には掃除用具等のロッカー等も含めまして185機ほどございまして、すべてを申し上げるには手元に資料はございますけれども185機ほどあるということでご理解いただければと思います。設備関係につきましては、令和3年度に実施設計業務を実施した段階で最新のものと言いますか、大衡村学校給食センター700食の供給能力に応じたものとして、平面的な配置を考慮しながら最

新の機器の方の導入の方設計したものと思っております。

議長（細川運一君）石川敏君。

3番（石川敏君）資料については、その中の一部だけ掲載だと思うんですけども、かなりの件数なので、その辺は承知いたしました。それから予算的なことについて伺いたいですけれども、物品の購入で工事なりなんんりの契約が完了になると思うのですが、建築工事、それから電気・機械、備品併せて合計の給食センター整備の工事費関係の金額はどの程度になるのか、全体的な予算額に対して、当然その範囲以内で収まっているとは思いますが、お伺いします。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）全体の事業費ということですが、今後発注予定の外構工事ございまして、外構工事の見込み額を含めまして、概算額という形になりますけど、合計額で8億1千万程となっているものでございまして、当初全員協議会でご説明申し上げました事業費の部分8億2千万という額からは範囲内となっております、今後工事を発注させていただいて、変更等が発生する可能性もありますので、その辺は状況に応じた変更等が発生してくることが想定されます。

議長（細川運一君）石川敏君。

3番（石川敏君）この建物周辺の外構工事もこれから出てくるといことで、合計で前回5年度の債務負担行為も追加なったわけですけども、その範囲内での計画となると思いますが、財源としては全額資金積み立てしている防衛特交という理解でよろしいですか。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君）財源内訳につきましては、防衛の9条交付金を基金に積み立てしております、そちらが6億程度でございます。残りにつきましては起債を想定しております。

議長（細川運一君）佐野英俊君。

2番（佐野英俊君）いろいろ質問ありましたが、質問ない点2・3確認したいんですが、まず今回の契約案件は条件付き一般競争。8月に入札公告、いろいろ不手際があったということで、途中で入札を中止した案件と理解しておりますけれども、まず先程条件について確認しておりましたけれども、特異な条件について伺います。それから債務負担行為事業になるわけですけども、実際の据え付け時期が来年の完成時期に当然なるわけですが、その据え付け時期。それから今回の一般競争入札、1者とはいえ先程確認します

と、ホームページで執行状況公表されていませんが、13日入札については公表されていますが、その辺12日の公表されていない理由、以上3件確認します。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）1点目の今回の条件付き一般競争入札の特異な条件ということですが、一つは技術者の資格条件としまして、1級の厨房設備施工管理士の資格を有している点でございます。もう一つは、給食センターの施工実績を求めておりまして、公共事業として1日あたり700食以上の供給能力を持つ、新築の学校給食センターの設置工事又は備品等の納入実績を有している業者さんで、納入する厨房機器につきましては、日本国内に自社工場を持つ厨房機器メーカーからの納入になることを条件として付けさせていただいております。2点目の据え付けの時期でございますが、これから契約になりますので、全体的な他の建築・電気・機械設備等の業者との調整も出てきますけども、工期が7月となっておりますので、6月頃の据え付けになるのではないかと想定しております。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君）入札結果の公表の関係ですけれども、12日に入札をいたしまして、本日議決をいただくことになっておりましたので、この後公表したいと考えてございました。大変申し訳ございませんでした。

議長（細川運一君）佐野英俊君。

2番（佐野英俊君）条件の特異事項として700食以上の施設の実績ということがありましたけれども、あまりにも事業費からした場合に一般競争参加資格申請2者、1者辞退。担当課としてその辺をどのように見ておるのか、よその自治体におけるこの類の事業の場合、この程度の入札参加申し込み、あるいは実際の参加、その辺の担当課としての把握は、参考に伺いたいと思います。あわせてホームページ、課長の方から議決後これからということですが、ホームページのこれからの掲載規定の中でその辺は「議決を得て」という規定があるものなのか、あるいは財産取得の関係でホームページに搭載するいじょうのきていがあるものなのか、13日に執行した状況が公表されて、1件とは言え前日のやつが公表されていない。その辺単なる事務的ミスなのか、改めて伺いたいと思います。

議長（細川運一君）都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）結果的に入札に参加した業者さんは1者でした。条件を設定した時に、国内の厨房機器メーカーが複数者ある中で、安全安心な施工実績、あるいはその

機器の納入していただけるような条件設定をさせていただきました。結果として1者という形になっておるんですが、それぞれのメーカーさんの事情等ですね、手持ちの事業であつたりがあつたのかなと考えており、村としてはですね複数者参加していただくことを期待したものでございましたが、結果として1者となったもので、直接的な原因はそれぞれの企業さんの事情等ありますので、分かりかねるところであるのですが、1つの要因としては工期的なところもですね、余裕のある工期ではありませんでしたので、そういったところも一つの要因ではなかったのかなと考えております。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君）公表の規定の関係であります、いつの時点まで公表しなければならぬという規定はございません。現時点におきましては今回の議案につきましては、仮契約で本日議決をいただく予定となっておりますので、今後ご指摘いただきました公表のあり方につきましては、指名委員会等でですね、検討してまいりたいと考えております。

議長（細川運一君）佐野英俊君。

2番（佐野英俊君）ホームページについては直接議案から外れる部分あるかと思いますが、最後に確認します。ホームページ公表については、工事等入札執行結果第何回、そして執行日。あくまでも入札年月日での公表になっておりますので、議決する案件とはいえやはり、ほかのやつは仮契約以前に公表するわけですので、その辺は是非的確に公表事務を執っていただきたいというふうに感じます。特に今回の事業は、住民が感心しているところとも考えられますので、是非今後適正な的確な事務処理をお願いします。

議長（細川運一君）企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君）大変申し訳ございませんでした。今後そのように努めてまいりたいと思います。

議長（細川運一君）小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君）多々皆さんからいろいろな質疑はありましたけれど、今までですね大衡村給食センター、老朽化においてもいろいろな業者さんのおかげで、安心安全な給食を子供たちに提供することが出来たと思います。やはりそのことも含めてこれからですねこの中西製作所東北支店さんに、入札で決まったような形になってますけれども、やはり今後、アフターフォローきちんとできて、子ども達に安心安全な給食が配られるよう、そのようなことを、やはり教育委員会としても考えていっていただきたいと思うんです。

けれども、その点についてお伺いします。

議長（細川運一君） 教育次長。

教育次長兼指導主事（岩渕克洋君） 今後関係機関等々としっかりと連携を取りながら、安全安心、食育について進めていきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決をいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第4、議案第52号 令和4年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます企画財政課長。

企画財政課長（残間文広君） 議案第52号別紙でご説明申し上げます。1ページご覧いただきたいと思います。令和4年度大衡村一般会計予算（第5号）は、次に定めるところによる。第1条は歳入歳出に係る予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ26,233千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,689,131千円とするものでございます。内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページご覧いただきたいと思います。まず歳入です。16款2項2目民生費国庫補助金26,233千円でございます。内容につきましては、コロナ関連に伴います価格高騰緊急支援給付事業補助金で、100%補助金となっております。次に歳出でございます。7ページご覧いただきたいと思います。2款1項1目一般管理費2,585千円。内訳は14節工事請負費でございまして、今般役場から中学校へ光ケーブル通してございます。そちらの電力柱に共架してありますが、今般国道4号の拡幅事業に伴いまして、移転が必要だということで必要になる経費でございます。3款1項1目社会福祉総務費、26,233千円の増額でございます。内訳は、3節職員手当20万円につきましては職員の時間外手当。10節需用費187千円につきましては消耗品・印刷製本費となっております。11節役務費296千円は通信運搬費、12節委託料55万円はシステム改修費、18節負担金補助及び交付金につきましては、先程歳入でご説明申し上げました通り価格高騰緊急支援給付事業補助金として非課

税世帯1世帯あたり5万円の給付事業となるものでございます。次に8ページご覧いただきたいと思っております。13款1項1目予備費2,585千円の減、こちらにつきましては財源調整となっております。説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 1軒当たり5万円という非課税世帯といことで予算化されているようですが、実際問題大衡村に該当する軒数はどのくらいあるのか、単純に5万円で割ればいいのでしょうか、何世帯あるのかお伺いします。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） まだシステムの改修をしてませんので、目視で概算でチェックした内容になりますけど、令和4年度の非課税の世帯が約470件ほどございます。家計急変世帯も対象になるわけですが、こちらの方は申請していただかないとわからない状況となっておりますので、見込みで30軒ほどということで、合計で500世帯ということで予算化を計上しております。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） いつから申請を受け付けて、いつから給付するものになるのでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） スケジュールですが、予算をお認め頂いてからシステム改修の方の契約を進めるような形になります。システム改修が11月中旬頃ということで業者の方と打ち合わせを行っている状況でございます。システム改修終わりましたら、直ぐに実際の非課税世帯への確認書を出すための非課税世帯の抽出に入ります。11月20日前後を目途に通知書類を発送したいと思っております。給付の方は第1回目の給付を12月の初旬に行う予定で中身をつめている状況でございます。

議長（細川運一君） 高橋浩之君。

8番（高橋浩之君） 年内中に目安はつくのかなと思うのですが、その後時間的に後ろが決まっているのかなと思うんですが、そういう形で再度対象になりますよとかっていう通告なり説明とかも考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（細川運一君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君） この事業は一応年度内完了の事業になります。国からの通知では原則申請期限を1月31日までとして、年度内に交付の決定を行って下さいという通知が出されております。ただ実際3月の末までに決定ということになりますと、1月30

1日ではなく、もう少し伸ばしてもいいのかなと内部では検討している状況でございます。給付は、大体は12月中に終わるとは思いますが、家計急変ですとか申請漏れの世帯がございますので、申請期限が近づきましたらご案内再度するような状態で事務の手続きを進める予定となっております。

議長（細川運一君）石川敏君。

3番（石川敏君）今回の価格高騰の給付金、全額国の財源となるんだらうと思うんですが、物価高によって非課税世帯1世帯5万円ということですけども、今後これ全国の自治体ですよね。支給については全部同じ取扱いになるだらうという風に理解するんですが、自治体としての予算の裁量とか使い道の裁量権というのはないんでしょうか。全部同じような一律の交付なんですか。

議長（細川運一君）健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君）いわゆる1世帯5万円というのは、全国一律で決まっている金額でございます。各自治体の裁量という内容になりますと、事務費的なものはそれぞれ自治体によって、例えばシステム改修費はベンダーさんによって違うとは思いますが、そういった事務費につきましてはそれぞれの自治体によって違いが出てくると思っております。

議長（細川運一君）石川敏君。

3番（石川敏君）5万円の支給ってということは単価が同じということだと思んですが、そうするとほぼほぼ全自治体が現金での支給ということになるんでしょうか。違う支給の仕方でも良いよということがあるんでしょうか。もう一度確認したいと思います。

議長（細川運一君）健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君）1世帯5万円支給は、現金での支給となります。

議長（細川運一君）他に質問ございませんか。小川ひろみさん。

4番（小川ひろみ君）非課税世帯ということですけども、大衡村には老人ホーム特養が3つ、それからいろいろありますけれども、その方々の一人世帯という部分も含まれるのかお尋ねします。

議長（細川運一君）健康福祉課長。

健康福祉課長（金刺隆司君）いわゆる特別養護老人ホームに入っていられる一人世帯という風になっておりますが、そういった方も当然該当になりますが、ただ元のご家庭が課税である場合は該当外になります。

議長（細川運一君） 質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し直ちに採決をいたします。お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君） 以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもって令和4年第3回大衡村議会臨時会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

午前10時46分 閉 会
